

正
本

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

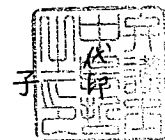


訴えの変更申立書

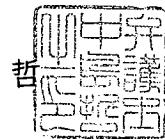
2026(令和8)年8月20日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 船 山 暁



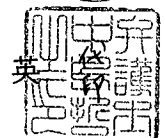
同 中 島



同 山 田 佳



同 吉 田 玲



同 橋 本 祐



同 神 坂 正



同 氷 見 谷



原告は、頭書事件につき、次のとおり訴えを変更する。

第1 請求の趣旨の訂正

訴状記載の請求の趣旨第7項から第9項までを下記のとおり変更する。なお、変更箇所には下線を付した。

記

「7 被告牧場経営者Y は、原告 A に対し、371万0420円及びこれに対する2022（令和4）年8月16日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

8 被告牧場経営者Y は、原告 B に対し、343万9275円及びこれに対する2022（令和4）年6月23日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

9 被告牧場経営者Y は、原告 C に対し、384万8215円及びこれに対する2022（令和4）年9月16日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。」

第2 請求原因の変更

1 訴状記載の請求の原因「第6」第2項(3)ア及びイを下記のとおり変更し、訴状別紙4を本書面別紙のとおり変更する。なお、変更箇所には下線を付した。

記

「(3) 原告らに支払われるべき賃金額

ア 原告らは、その認識によれば、朝3時半ころに起床し、明け方から日没まで仕事を行っており、これらの業務に休みはなく、日曜日も盆も正月も関係なく働いていたものである。

× 牧場の酪農部門が閉鎖し、農業部門のみになった2016（平成28）年ころ以降は、10時から16時までが勤務時間であった。昼休

みは長くても１時間であり、１日５時間勤務で毎日働いていたため、１ヶ月あたりの労働時間は３０日まである月で１５０時間、３１日まである月で１５５時間となる。

イ そこで、月平均所定（法定）労働時間勤務したものとして、最低賃金額（甲１４）で計算すると、その賃金額は２０２０（令和２）年４月以降について、本書面別紙未払賃金一覧表記載のとおりとなる。

具体的には、

原告 A ３７１万０４２０円

原告 B ３４３万９２７５円

原告 C ３８４万８２１５円

なお、賃金支払時期については、原告らの障害年金の存在が、原告らと遠藤牧場の関係性において重要な要素であったことからすると、障害年金の支払方法である、偶数月の１５日に前月及び前々月の年金を支払う（３項国民年金法１８条３項参照）という考え方が参考になる。

そのうえで、労働基準法２４条２項により、「賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」とされていることからすると、当事者の合理的意思表示として、毎月１５日に、前月分の賃金を支払うという黙示の合意が成立していたと解するべきである。」

２ 訴状記載の請求の原因「第６」第２項(3)ウ及びエを削除する。

３ 訴状記載の請求の原因「第６」第３項(2)を下記のとおり変更する。

なお、変更箇所には下線を付した。

記

「(2) 被告 Y に対する労働契約に基づく賃金支払請求（前記第２項）

原告 A ３７１万０４２０円

原告 B 343万9275円

原告 C 384万8215円

(なお、遅延損害金は、最終の賃金支払期日又は退職日のうち遅い方の日の翌日から発生するものとし、年利14.6%を請求する〔賃金の支払の確保等に関する法律6条1項〕)」

第3 請求原因変更の理由についての説明

1 訴状記載の請求の原因「第6」第2項(3)ウにおいては、「賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。」とする最低賃金法5条を根拠として、現物給付として月3万5000円ずつを控除していた。

しかし、その後、調査したところ、最低賃金法5条は、賃金通貨払の原則を定めた労働基準法24条1項の手続的な例外である現物給付を認める労働協約が締結されている場合であっても（同条項ただし書）、内容面でその評価額が適正でなければならないというものであり^{*1}、そもそもの労働協約が締結されていない本件では適用の余地がないものであった。

そこで、賃金通貨払の原則を定めた労働基準法24条1項に立ち返り、賃金全額の支払いを求めるものである。

2 なお、理論的には、使用者と労働者の合意に基づく相殺として、生活費分の賃金を控除することも考えられる。

^{*1}例えば、金銭の代わりに、毎日牛乳1リットルを500円相当物として渡すという労働協約が締結されていた場合、それは労働基準法24条1項の例外としては有効。もっとも、この評価が本当は200円相当とするのが適正とした場合、300円の範囲で最低賃金法5条違反となる。

しかし、判例は、賃金債権の相殺合意については、労働者の自由意思に基づくものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときに限り、労働基準法24条1項の賃金全額場合原則に反しないと解釈している（日新製鋼事件判決・最高裁平成2年11月26日判決〔民集44巻8号1085頁〕）。

本件においては、相殺対象となる生活費の内訳や金額が明確となっていないので、労働者の自由意思に基づくものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在すると言えず、相殺合意として生活費分を控除することも認められないのである。

以上

【別紙】未払賃金一覧表(1日5時間、毎日労働として)

支払日	対象期間	月平均 所定 労働時間数	最低賃金	月額	原告 A	原告 B	原告 C
2020年5月15日	2020.4.1～4.30	150	861	129,150	129,150	129,150	129,150
2020年6月15日	2020.5.1～5.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2020年7月15日	2020.6.1～6.30	150	861	129,150	129,150	129,150	129,150
2020年8月15日	2020.7.1～7.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2020年9月15日	2020.8.1～8.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2020年10月15日	2020.9.1～9.30	150	861	129,150	129,150	129,150	129,150
2020年11月15日	2020.10.1～10.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2020年12月15日	2020.11.1～11.30	150	861	129,150	129,150	129,150	129,150
2021年1月15日	2020.12.1～12.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2021年2月15日	2021.1.1～1.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2021年3月15日	2021.2.1～2.28	140	861	120,540	120,540	120,540	120,540
2021年4月15日	2021.3.1～3.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2021年5月15日	2021.4.1～4.30	150	861	129,150	129,150	129,150	129,150
2021年6月15日	2021.5.1～5.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2021年7月15日	2021.6.1～6.30	150	861	129,150	129,150	129,150	129,150
2021年8月15日	2021.7.1～7.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2021年9月15日	2021.8.1～8.31	155	861	133,455	133,455	133,455	133,455
2021年10月15日	2021.9.1～9.30	150	861	129,150	129,150	129,150	129,150
2021年11月15日	2021.10.1～10.30	155	889	137,795	137,795	137,795	137,795
2021年12月15日	2021.11.1～11.30	150	889	133,350	133,350	133,350	133,350
2022年1月15日	2021.12.1～12.31	155	889	137,795	137,795	137,795	137,795
2022年2月15日	2022.1.1～1.31	155	889	137,795	137,795	137,795	137,795
2022年3月15日	2022.2.1～2.28	140	889	124,460	124,460	124,460	124,460
2022年4月15日	2022.3.1～3.31	155	889	137,795	137,795	137,795	137,795
2022年5月15日	2022.4.1～4.30	150	889	133,350	133,350	133,350	133,350
2022年6月15日	2022.5.1～5.31	155	889	137,795	137,795	137,795	137,795
2022年7月15日	2022.6.1～6.30	150	889	133,350	133,350	—	133,350
2022年8月15日	2022.7.1～7.31	155	889	137,795	137,795	—	137,795
2022年9月15日	2022.8.1～8.31	155	889	137,795	—	—	137,795
請求総額					3,710,420	3,439,275	3,848,215